広島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年九月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年八月二十五日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類　県道

二　路線名　宇賀安田線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
三次市甲奴町宇賀字品谷二八五二番一地先から三次市甲奴町宇賀字品谷二八四八番四地先まで	旧	五・〇〇～二〇・〇〇	二四五・〇〇	
	新	一一・五〇～二六・〇〇	二四三・〇〇	拡幅
三次市甲奴町宇賀字品谷二八四八番四地先から三次市甲奴町宇賀字頭士一一一五九六番地先まで	旧	五・〇〇～一五・〇〇	二七〇・〇〇	
	新	五・〇〇～一五・〇〇	二七〇・〇〇	ダブルウェイ
		一四・五〇～六一・〇〇	三〇七・〇〇	
三次市甲奴町宇賀字頭士一一一五九六番地先から三次市甲奴町宇賀字掛谷二七五八番一地先まで	旧	九・五〇～一二・〇〇	六〇・〇〇	
	新	一二・〇〇～四一・五	六〇・〇〇	拡幅